

豊島区介護予防ケアマネジメントの変更について

1. 変更の概要について

(1) 変更時期

- ・令和3年4月1日より（予定）

(2) 主な変更点

- ・ケアプラン作成期間の再検討
- ・介護予防ケアマネジメント類型の再構築
- ・使用する帳票の簡略化

(3) 周知方法

- ・3月中に各包括に説明実施予定
- ・居宅介護支援事業所には、4月以降の総合事業説明会にて実施予定

2. 変更内容

(1) 変更部分について

項目	変更前	変更後
ケアプラン作成期間	新規の場合 3 か月間。以降は最大 6 か月間とする。	認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間とする。
ケアマネジメント類型	ケアマネジメント A （原則的なケアマネジメント） ケアマネジメント C （初回のみ of ケアマネジメント）	ケアマネジメント A （原則的なケアマネジメント） ケアマネジメント B （簡略化したケアマネジメント） ケアマネジメント C （初回のみ of ケアマネジメント）
使用する帳票	【開始時】 （ケアマネジメント A・C 共通） 契約書 重要事項説明書 個人情報使用同意書 【プラン様式】 豊島区独自様式又は東京都様式	【開始時】 （ケアマネジメント A） 変更前と同様 （ケアマネジメント B・C 共通） 重要事項説明書・個人情報使用同意書 【プラン様式】 介護予防手帳

(2)介護予防ケアマネジメント全体像

類型	対応サービス	概要	使用様式	プランの期間
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	指定事業者のサービス	<u>介護予防支援と同様</u> 現行通り	現行通り ・利用契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書等 ・プラン様式 「すこやか生活プラン」	認定の有効期間に配慮しつつ、目標達成に必要な期間
ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント)	短期集中サービス	<u>セルフマネジメントの継続支援</u> サービス終了後3か月間、高齢者自身が介護予防の活動を継続できるように支援する。	・重要事項説明書(個人情報使用同意含む) ・プラン様式 「介護予防手帳」	サービス終了後3か月間
ケアマネジメントC (初回のみ ケアマネジメント)	・住民主体のサービス ・一般介護予防事業 ・民間や地域の通いの場など	<u>セルフプラン作成支援</u> 利用者の興味・関心などを踏まえ、リスク改善に向けた多様な社会資源について、希望する活動を開始するまでを支援する。	・重要事項説明書(個人情報使用同意含む) ・プラン様式 「介護予防手帳」	プラン作成後にサービス開始確認までの間(最大3か月間)